

2008年10月30日

報道関係 各位

 東京都港区高輪三丁目 19 番 15 号
 日 本 貸 金 業 協 会
 会 長 小 杉 俊 二
 問 い 合 せ 先 企 画 調 査 部 調 査 課
 電 話 番 号 0 3 - 5 7 3 9 - 3 0 1 3
 F A X 番 号 0 3 - 5 7 3 9 - 3 0 2 7

「貸金業者の経営実態等に関する調査」報告

～既存貸付先のうち、約5割の利用者が総量規制の影響を受ける可能性～
 ～利息返還請求対応コストは、2年間で3兆円を超える～

日本貸金業協会では、貸金業界の現状を把握するため、当協会協会員の協力を得て、「経営実態に関するアンケート」を実施いたしました。

本アンケート結果から得られた調査・分析結果を公表いたします。

【主な調査結果】

1. 貸付残高規模はこの1年半(2006.9～2008.3)で約13%縮小、今後も縮小の見込み

- アンケートでは2006.9～2008.3の1年半につき貸付残高規模推移を調査。2006.9時点での貸付残高規模は17.4兆円、2008.3時点での貸付残高規模は15.2兆円。当該期間中に約13%の縮小となっている。
- また、貸付残高と貸付件数について今後の見通しも調査。貸付残高、貸付件数の規模計数は、業態・業者規模を問わず今後も縮小するとの回答が多かった。

<参考>本アンケート回答事業者の貸付残高計と金融庁「貸金業関係統計資料」における市場残高の対比

	(単位:億円)				構成比 (b/d) 2007.3比
	a. 当アンケート回答事業者計 2006.9	b. 当アンケート回答事業者計 2007.3	c. 当アンケート回答事業者計 2008.3	d. 金融庁「貸金業関係統計」 2007.3	
消費者向貸付	151,494	146,318	132,113	203,053	72.1%
事業者向貸付	22,537	22,213	20,063	233,674	9.5%
合 計	174,031	168,531	152,176	436,727	38.6%

2. 消費者向け無担保貸付の貸出金利は 15～18%と、24～28%の金利帯を中心に分布。利息制限法の金利帯への切替えが進行途上。

- 消費者向け無担保貸付の金利帯別分布状況を調査したところ、「24%超～28%以下」での貸出が全体残高の 31%、「15%超～18%以下」での貸出が全体残高の 25%を占めており、この 2 金利帯が中心貸出金利帯となっている結果となった。
- 平均約定金利の推移では、直近 2 年間で年平均 1%の平均約定金利の低下が判明している。大手貸金業者を中心に 24～28%の金利帯から利息制限法の範囲内である 15～18%の金利帯への契約切替えが行われている途上にある。
- 今後の対応が必要になるとされる「20%超～29.2%」における貸付残高は、全体の 53%であった。

3. 借入申込に対する初期審査では既に与信が厳格化されており、今後も一層厳格化の方向。

- 貸金業者の新規申し込みに対する初期審査姿勢の調査では、直近 1 年で 60%程度の貸金業者が既に審査を「厳しくした」と回答。改正法の完全施行を待たずに既に与信が厳格化している結果となった。今後の見通しについても同様に 60%程度の貸金業者が「厳しくする」と回答している。
- 特に、貸付残高規模 5,000 億円超の大規模事業者では、約 90%が審査姿勢を既に「厳しくした」と回答している上、今後も「厳しくする」と回答しており、資金需要者への影響は大きいと思われる。

4. 消費者金融業における「消費者向け無担保貸付」の成約率は低下傾向。直近では申込件数の 4 件に 3 件は融資を断っている状況。

- 消費者金融業態における「申込件数」と「契約件数」を調査。それぞれの回答数を合計した数値から算出した「成約率」は 26.8%。単月（2008.3）だと概ね 33 万件の申込に対し、契約 9 万件、非契約 24 万件となっており、契約数は 1 年半前（2006.9）と比べると半減している。
- 成約率の推移を半期毎に見ると、2006.9「42.1%」、2007.3「33.2%」、2007.9「30.2%」、2008.3「26.8%」となっており低下傾向が顕著である。

5. 貸金業者による改正貸金業法 3 条・4 条施行への対応の影響を受ける資金需要者像は、消費者向け貸付では「全年齢層」、事業者向け貸付では「小規模事業者」。

- 改正法の完全施行に向け貸金業者の与信の判断材料となる各種属性項目（年齢・性別・会社規模・会社形態等）を挙げ、それぞれの属性項目について与信姿勢に変化が生じるかどうかを調査した結果、以下の傾向となった。
- 消費者向け貸付においては、年齢属性で与信を見直すという回答が多く、内訳では「高齢属性」にやや見直しの軸が置かれる傾向はあるものの、「全年齢層」に対し与信の見直しを図るとする結果となった。
- 事業者向け貸付においては、会社形態で与信を見直すという回答が多く、特に「個人事業者」、

「有限会社」形態の資金需要者への与信の見直しを図るとする回答が多かった。

6. 総量規制の導入により「大手貸金業者(貸付残高 5,000 億円超)」では、既存貸付先の約半数、500 万件以上に対し与信見直しが行われる見込み。

- 既存債権の正常顧客における、総量規制に抵触する可能性のある債権ボリュームを調査したところ、貸付残高 5,000 億円超の大手貸金業者 8 社中、既存債権の「25%超～40%が抵触する」とした回答が 3 社、「60%超が抵触する」とした回答が 4 社という結果であった。(1 社は「不明」と回答)
- 大手貸金業者では総量規制の導入に伴い、既存債権の正常顧客の約半数に融資停止等の対応を行う可能性があり、該当規模の貸金業者の消費者向無担保貸付件数は、約 1,100 万件であることから約 500 万件以上の既存債権に対する見直しが行われる可能性がある。

7. 利息返還請求対応コストは 2 年間で約 3 兆円。元金放棄額と利息返還金の合計で 1.6 兆円規模。返還請求者の取引状況は「延滞者」以外からが半数を超え、請求元は 90%超が「弁護士」、「司法書士」である。

- 利息返還による元金放棄額と実際のキャッシュアウト額である利息返還金の合計は、2006 年は 0.6 兆円、2007 年は 1 兆円に増加している。
- 利息返還引当金の残高は 2006 年、2007 年共に約 2 兆円。
- 以上から、利息返還関連の影響は、この 2 年間、元金放棄及び利息返還金の合計で 1.6 兆円、引当金計上コストを含め 3 兆円を超える規模。
- 利息返還請求者の請求時点における取引状況を調査したところ、原債務の支払いが滞っている延滞中顧客からの請求が 45%、正常な取引中の顧客からの請求が 33%、既に取りが終了している完済・残高なしの(従前の)顧客からの請求が 22%であり、利息返還請求の半数以上は「延滞者」以外からの請求であった。
- 請求元としては、弁護士からが 58%、司法書士からが 33%、合わせて 90%を超える結果となり、本人からの直接請求は 8%程度であった。

調 査 概 要

1. 調査方法

(1) 調査対象	日本貸金業協会各社
(2) 調査票回収数	1,419 社
(3) 調査方法	郵送調査法
(4) 調査期間	平成 20 年 7 月 4 日～8 月 18 日
(5) 調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
(6) 調査機関	株式会社 NTT データ経営研究所

2. 標本構成

区 分		発送数	回答数	回答割合	残高カバレッジ (*2)
法人・個人区分	法人事業主	2,311	1,037	44.9%	84.8%
	個人事業主	1,360	382	28.1%	33.1%
3 業態区分	消費者金融業	2,137	751	35.1%	87.5%
	事業者金融業	1,251	435	32.7%	56.9%
	クレジット・信販他	283	233	82.3%	97.8%
貸付残高区分 (*1)	5 億円以下	2,918	938	32.1%	38.7%
	5 億円超～100 億円以下	609	364	59.8%	66.2%
	100 億円超～500 億円以下	72	57	79.2%	79.6%
	500 億円超～5,000 億円以下	61	51	83.6%	85.6%
	5,000 億円超	11	9	81.8%	87.4%
合 計		3,671	1,419	38.7%	84.7%

(*1) 協会に届け出のあった平成 20 年融資残高を基に区分

(*2) 残高カバレッジは、各分類に属する全協会員（残高）に対するカバレッジを算出。

3. 本報告書における留意事項

- 本文中の「業態区分」「貸付残高区分」は、上表の「3業態区分」「貸付残高区分」にしたがっている。
- 集計表数値の単位は、特に記述がない限り、「回答者の度数」である。また、各集計表にある“(n=162)”等は、対象となる項目や集計区分における回答者合計を示している。
- 前項の「回答者合計」には、「無回答（＝回答可能な設問に対して、選択肢を選ばない、記入がない回答者）」や「対象外等（＝分岐設問、あるいは、回答者属性（法人・個人）や事業範囲（消費者向・事業者向）によって、回答が必要ではない回答者）」を含めていない。

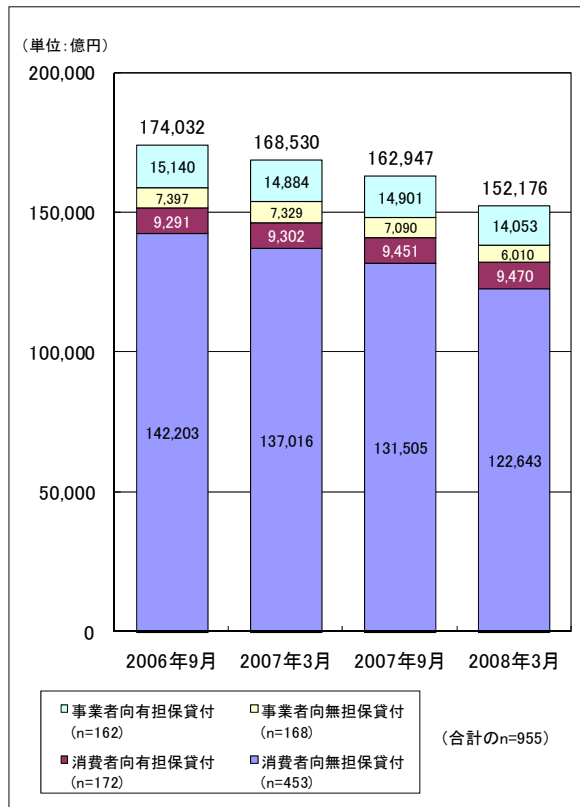
調 査 結 果

1. 貸金市場の実態

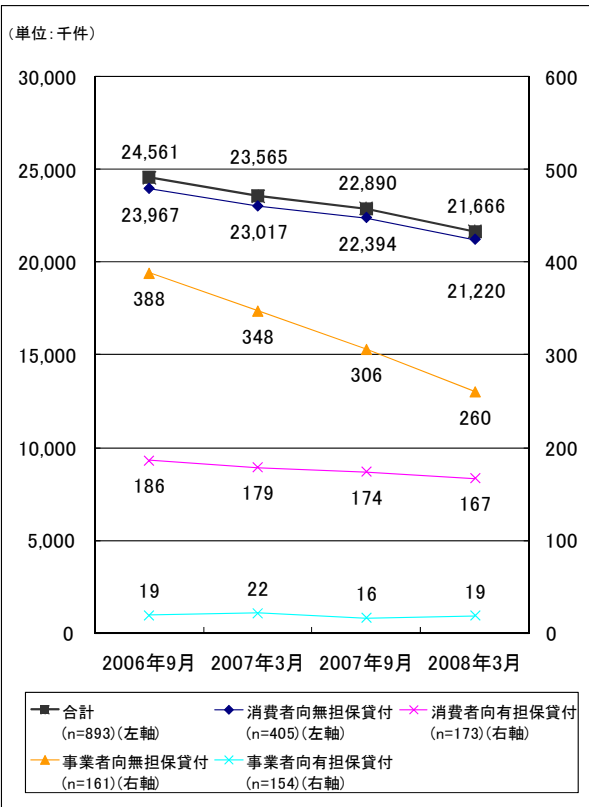
(1) 貸付残高・貸付件数の推移と今後の見通し

貸金市場の規模およびその推移を把握するため、【消費者向／事業者向】および【無担保／有担保】の軸で分類した「貸付残高」と「貸付件数」の調査を行った。以下が2006年9月～2008年3月時点までの半期毎の推移である。

【図1 貸付残高の推移】



【図2 貸付件数の推移】



貸付残高では、該当期間の1年半で、回答事業者の残高計は17.4兆円から15.2兆円に減少しており、減少率は約13%である。

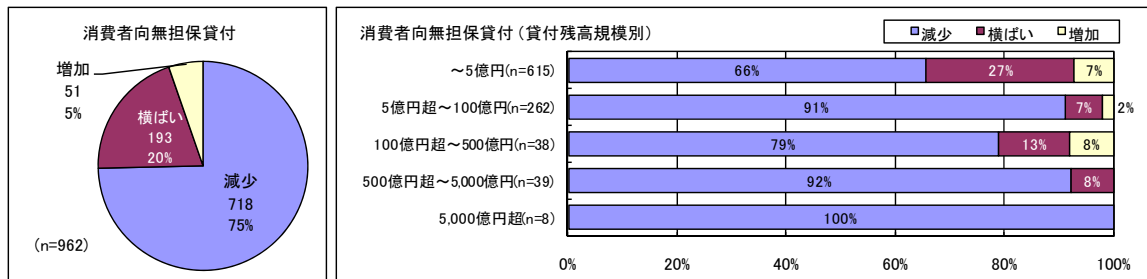
今回の調査結果において、回答事業者の貸付種別残高を【消費者向／事業者向】および【無担保／有担保】の軸で分類した場合、「消費者向無担保貸付」残高が80.6%、「事業者向有担保貸付」残高が9.2%、「消費者向有担保貸付」残高が6.2%、「事業者向無担保貸付」残高が4.0%の貸付残高シェアとなっている。

貸付件数では、「消費者向無担保」の貸付件数減少が最大であり、また「事業者向無担保」貸付件数も減少率が大きく、相対的に「無担保貸付」市場の縮小が続いている。

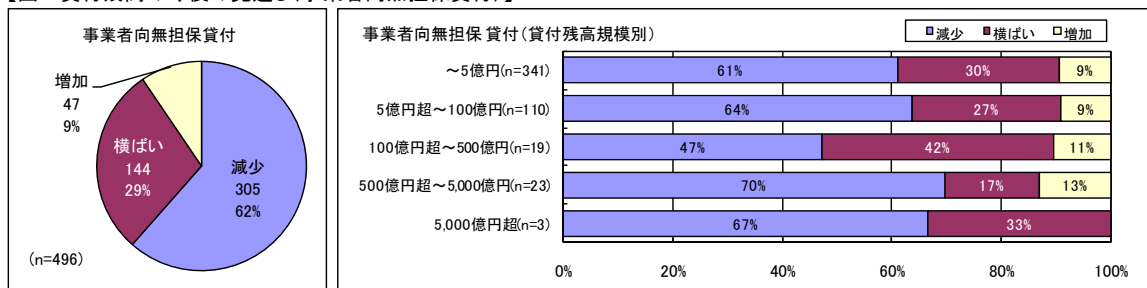
アンケートでは、今後の残高推移の見通しについても調査。特に「消費者向無担保貸付」と「事業者向無担保貸付」については、今後も減少の見込みとする回答が多かった。

さらに回答事業者の貸付残高規模別での回答状況を見ると、大規模業者ほど今後の減少を見通している比率が高くなり、「5,000億円超」の大企業においては実に全社（n=8）が残高減少を見込んでいる結果となっている。

【図3 貸付残高の今後の見通し(消費者向無担保貸付)】



【図4 貸付残高の今後の見通し(事業者向無担保貸付)】

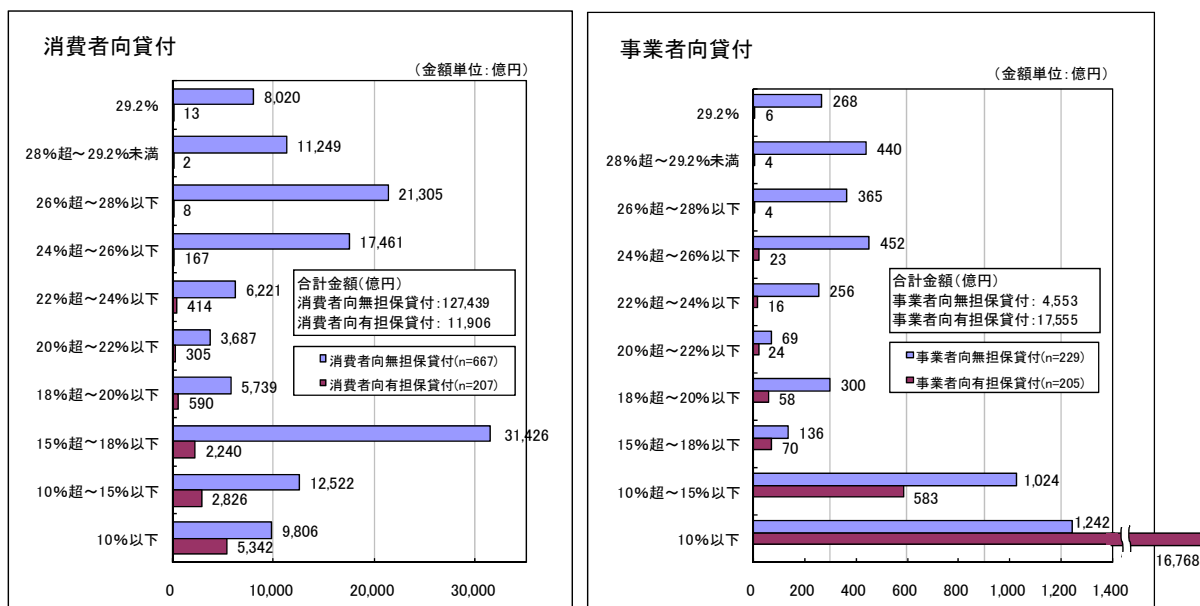


(2) 貸出金利の状況

貸出金利の状況を把握するため、金利帯別貸付残高を調査した。

消費者向無担保貸付では、「15%超~18%以下」での貸出が最も多く、次いで「26%超~28%以下」、「24%超~26%以下」という結果となった。事業者向貸付では、15%以下での貸付が中心となっている。

【図5.6 各金利帯別貸付残高】



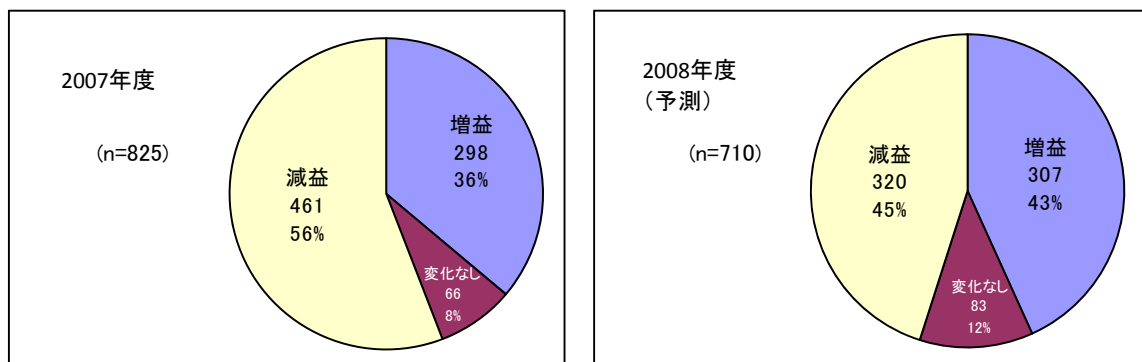
2. 貸金業者の経営状況

(1) 損益の状況と見通し

貸金業者の損益状況と今後の見通しを把握するため、直近3ヵ年（2006年度、2007年度、2008年度見通し）の営業利益額の推移を調査。2007年度、2008年度見通しについて対前年比で増減益の傾向を分析した。

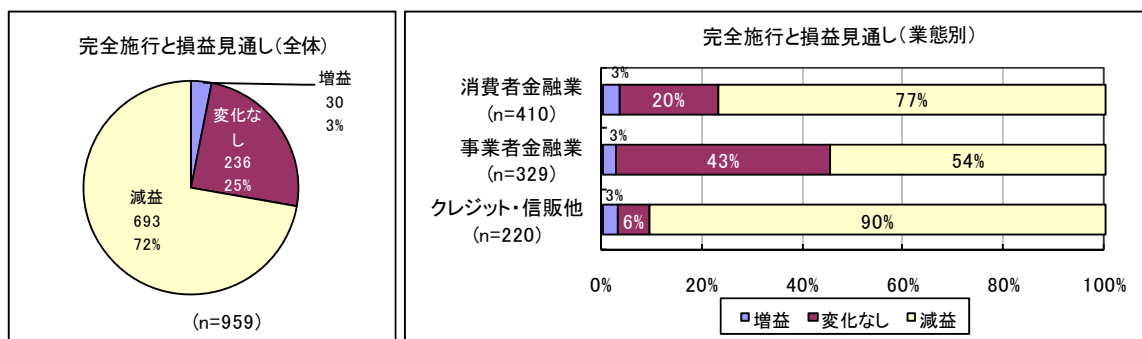
2007年度では、「減益」となった回答事業者が56%であったのに対し、2008年度（予測）では45%となっている。但し、多額の利息返還引当金を2006年度または2007年度に引き当てている事実があるため、「増益」とした回答は、一概に貸金業自体の業績向上によるものとは言い難い。（後述の「(3) 利息返還請求の実態」項も併せて参照のこと）

【図 7.8 対前年度損益の状況】



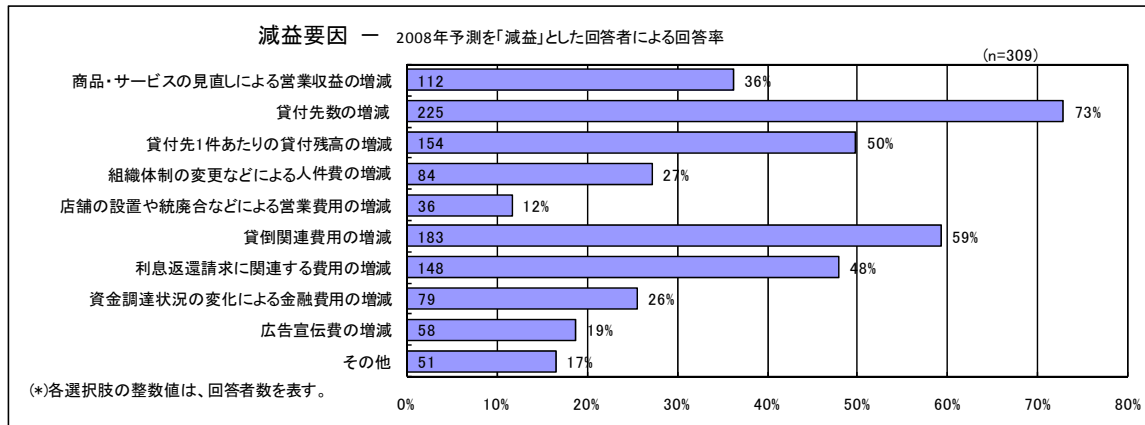
また、改正貸金業法が完全施行された場合の該当期損益見通しについても同様に調査を行った。ここでは「減益」見通しとした割合が72%となり、さらに回答事業者の業態について分析を行うと、特に「クレジット・信販業態」で90%が「減益」を見通している結果となった。

【図 9.10 改正法完全施行と損益見通し】



さらに、2008年度見通しにおいて、「減益」となった回答事業者の減益要因についても調査したところ、「貸付先数の増減」、「貸付先1件あたりの貸付残高の増減」、「貸倒関連費用の増減」、「利息返還請求関連費用増減」が損益に大きな影響を与えているという結果となった。

【図 11 2008 年度「減益」事業者の減益要因】

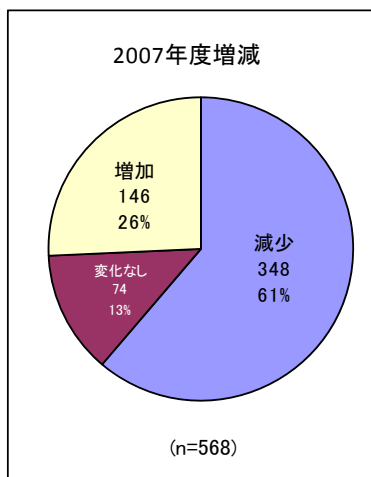
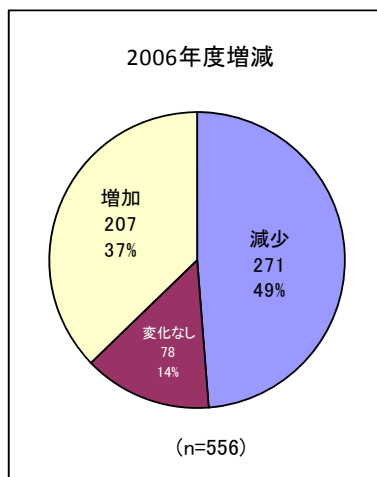


(2) 資金調達の状況

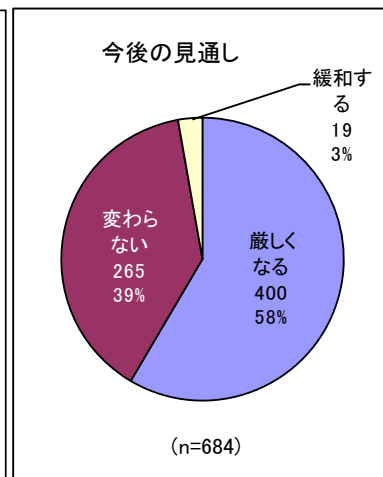
資金調達状況の調査では、直近3カ年における金融機関からの借入金実額を調査、その増減を算出した。

2006年度では約50%が、2007年度では60%以上が対前年比「減少」。また、今後の金融機関の貸出姿勢の見通し予測を聞いた結果、60%程度が「厳しくなる」と回答している。

【図 12,13 金融機関からの借入金増減】

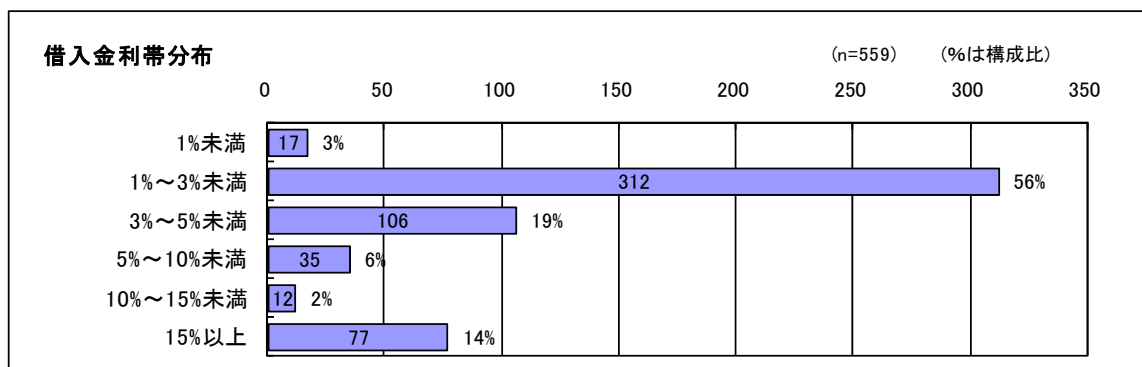


【図 14 金融機関の貸出姿勢見通し】

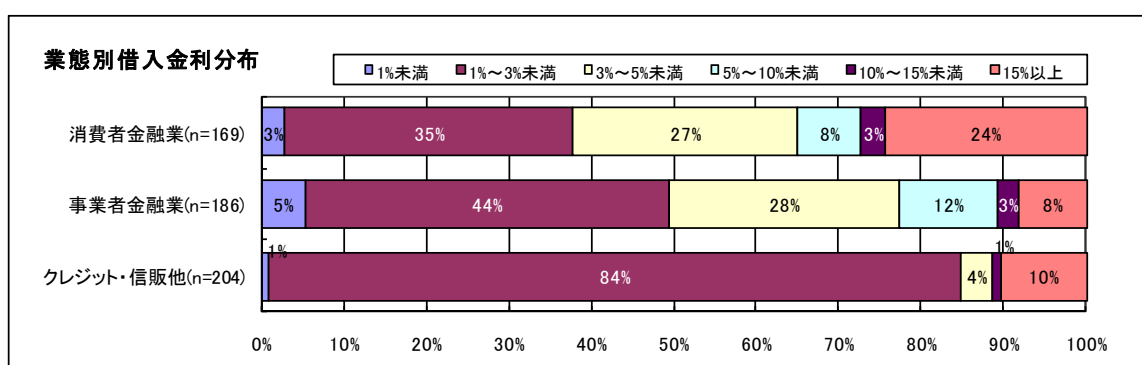


金融機関からの借入金利調査では「1～3%未満」の金利帯で半数以上の貸金業者が資金調達を行っている一方、「15%以上」の金利帯で調達をしている貸金業者も全体の14%存在することが判明している。また、業態別ではクレジット・信販業態の資金調達の安定度が高い結果が出ている。

【図 15 借入金金利帯分布】



【図 16 借入金金利帯分布-業態別】



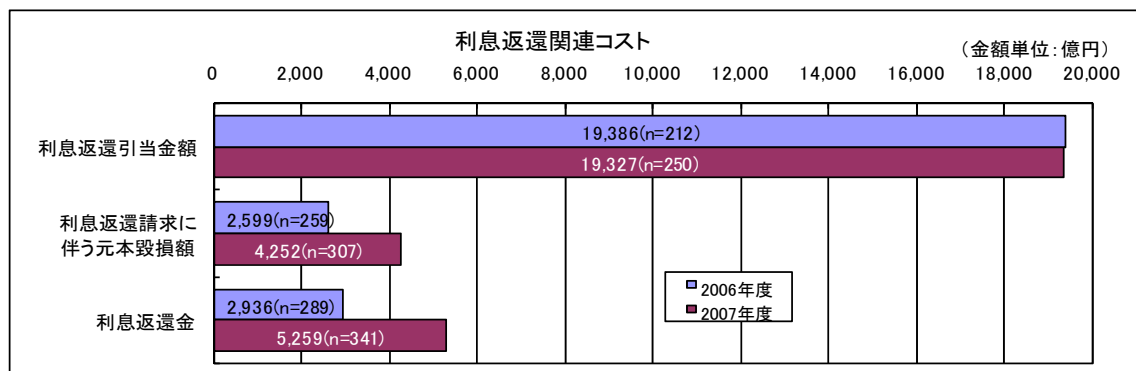
(3) 利息返還請求の実態

利息返還請求の実態を把握するため、直近2期における「利息返還引当金」、「元金放棄額」、「利息返還金」の実額について調査をした。

利息返還による元金放棄額と実際のキャッシュアウト額である利息返還金の合計は、2006年度は0.6兆円、2007年度は1兆円に増加した。引当金の残高は2006年、2007年共に約2兆円。

以上から、利息返還関連の影響は、この2年間、元金放棄及び利息返還金計で1.6兆円、引当金計上コストを含め3兆円を超える規模であった。

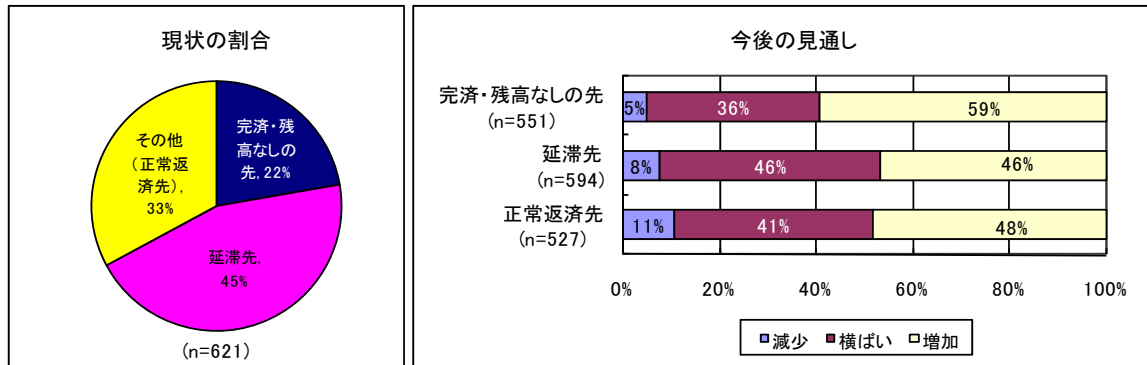
【図 17 利息返還関連コスト】



次に、利息返還金請求者のプロフィールを明らかにするため、該当債務者の請求時点における取引状況と、請求元について現状の割合と今後の動向見通しについて調査を行った。

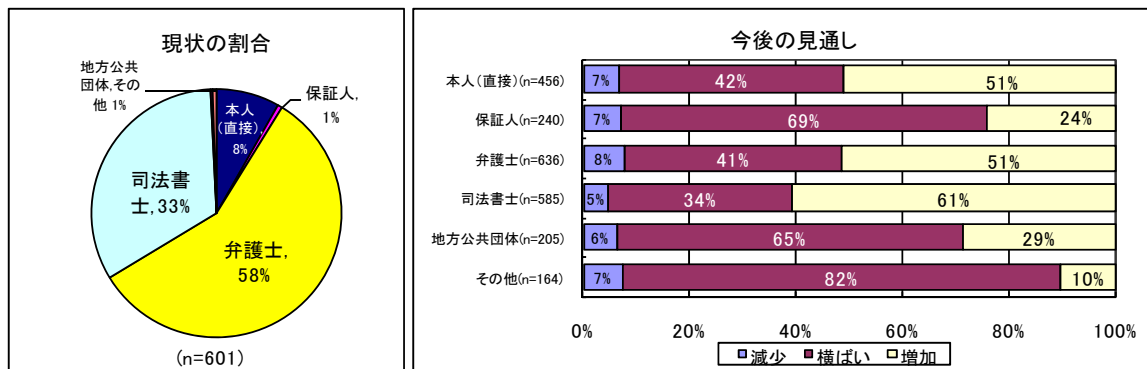
取引状況の調査では、原債務の支払いが滞っている「延滞中顧客」からの請求が約45%、「正常顧客」からの請求が約33%、既に取り引が終了している「完済・残高なしの（従前の）顧客」からの請求が約22%という結果が得られた。今後の見通しは「完済・残高なし顧客」からの請求が特に増加するとした回答が多かった。

【図 18 利息返還請求者のプロフィール<取引状況別>】



請求元の調査では、「弁護士」からが約58%、「司法書士」からが約33%、合わせて90%を超える結果となり、本人からの直接請求は約8%程度に留まる結果となった。今後の見通しは、「司法書士」からの請求が増加するとした回答が最も多かったものの、現状では殆ど請求実績のない「地方公共団体等」からの請求も増加するとした回答が多かった。

【図 19 利息返還請求者のプロフィール<請求元別>】



3. 改正貸金業法施行に向けた取り組み

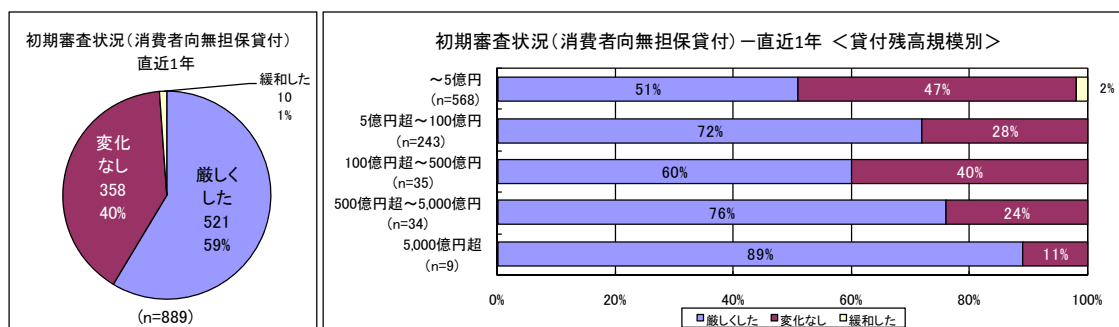
(1) 初期審査の状況と今後の見通し

改正貸金業法の完全施行を睨んだ、貸金業者の新規申し込みに対する初期審査の姿勢について、直近1年間（実績）と今後の見通しを調査した。

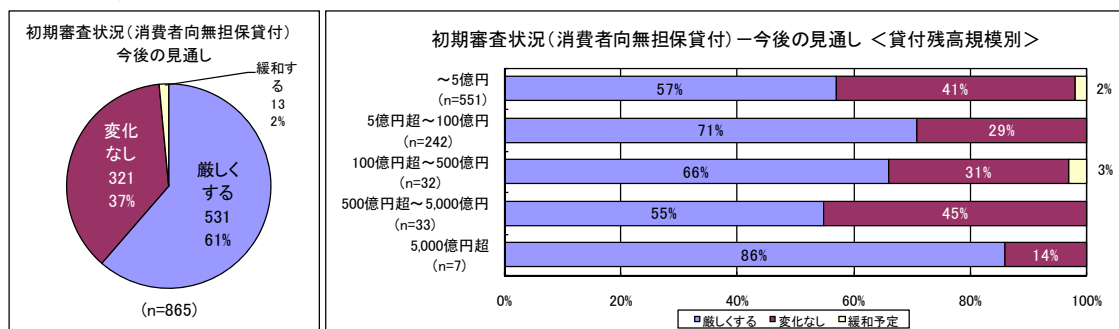
直近1年間の実績では60%程度の貸金業者が既に「厳しくした」と回答しており、完全施行を待たずに与信の厳格化が既に行われていることがわかった。今後の見通しについても同様に60%程度の貸金業者が「厳しくする」と回答している。

この回答内訳を貸付残高規模別で見ると、5,000億円超の大規模事業者の約90%が審査姿勢を既に「厳しくした」、また今後も「厳しくする」と回答しており、その影響は大きいと思われる。

【図20 初期審査の状況－直近1年間】



【図21 初期審査の状況－今後の見通し】



(2) 申込に対する成約率の推移

初期審査姿勢厳格化の影響を把握するため、「申込件数」、「契約件数」の実数から成約率を調査した。(消費者金融業態における消費者向け無担保貸付につき調査)

2006年9月から2008年3月にかけて、申込件数は減少傾向だが、契約件数の減少幅はさらに大きく、半期毎に単月の成約率を比較すると、42.1% (2006.9)、33.2% (2007.3)、30.2% (2007.9)、26.8% (2008.3) と、低下傾向になっている。

実数の規模としては、1か月間で約33万件的申し込みに対し、契約9万件、非契約24万件となっ

ており（2008.3）、契約数は1年半前（2006.9）と比べると半減している。

【図 22 消費者向無担保貸付の成約率等の推移表-消費者金融業態】

	n	申込件数	契約件数	非契約件数	成約率
2006年9月（単月値）	132	423,361	178,365	244,996	42.1%
2007年3月（単月値）	132	398,652	132,289	266,363	33.2%
2007年9月（単月値）	132	339,078	102,253	236,825	30.2%
2008年3月（単月値）	132	327,525	87,790	239,735	26.8%

(*) 「非契約件数」と「成約率」は調査項目である「申込件数」と「契約件数」から算出。

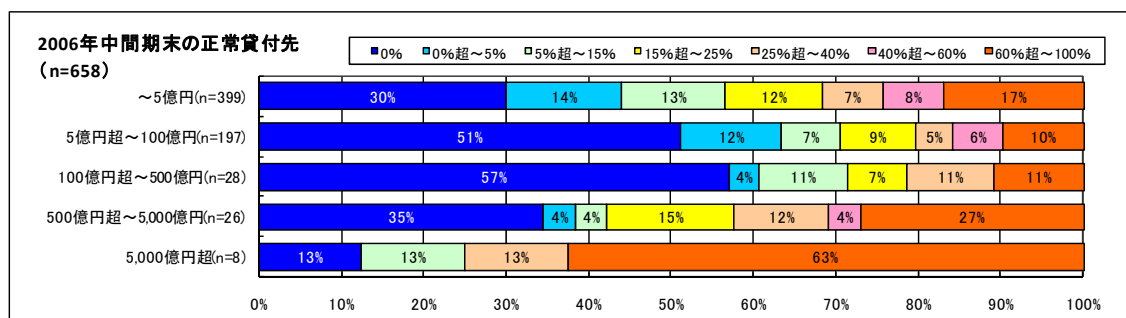
(3) 上限金利引下げへの対応

改正法が完全施行され上限金利の引下げが導入された場合、どの程度の既存債権が対応を迫られるかを把握するため、要対応債権の保有比率を「2006 年中間期末時点における正常貸付先」と「直近月における新規契約先」の2時期において調査を実施。（消費者向無担保貸付につき調査）

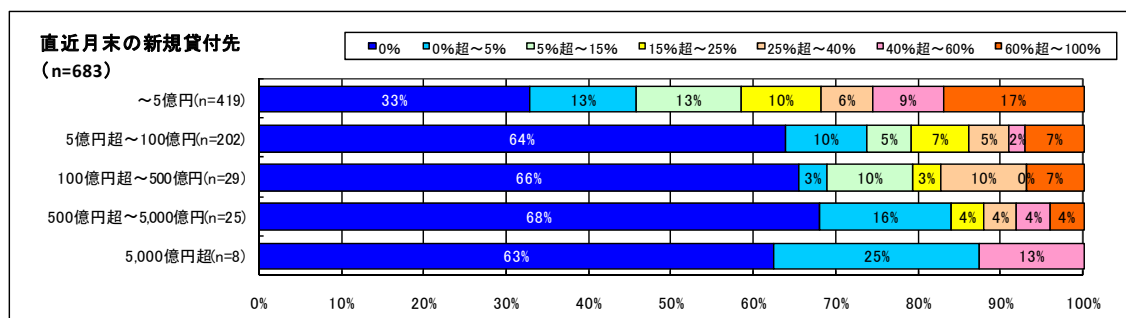
調査結果を貸金業者の貸付残高規模別で見ると、500 億円以上の大規模事業者（特に5,000 億円以上）では、2006 年中間期と直近月の結果に大きな差異が見られる一方、100 億円以下の中小事業者（特に5 億円以下）ではその結果に差異はあまり見られなかった。

契約形態の違いから、リボ払い商品を中心とした大規模事業者では、上限金利引下を見越した与信の見直しが既に行われている一方、証書貸付商品中心の中小事業者では未対応であるため、金利規制導入時にほとんどの債権に対して与信の見直しが必要となっている。

【図 23 上限金利引下げに伴い対応が必要な債権比率別事業者数構成比<2006 年中間期末時点>】



【図 24 上限金利引下げに伴い対応が必要な債権比率別-事業者数構成比<直近月末時点>】

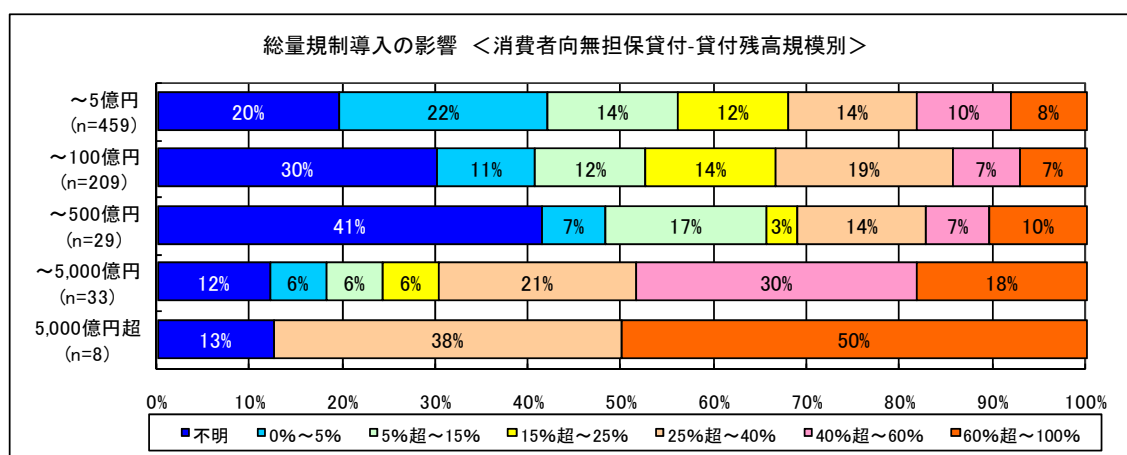


(4) 総量規制導入への対応

総量規制が導入された場合、規制に抵触する既存債権がどの程度の規模になるかを把握するための調査として、「2007年度末時点で正常取引中の貸付先に対し総量規制を導入したと仮定した場合、規制に抵触する保有債権の割合」を調査した。(消費者向無担保貸付につき調査)

本設問への回答事業者を「貸付残高規模別」に分類し回答の傾向を見てみると、規模の大きい事業者ほど規制対象債権を保有していると回答していることが判った。特に「5,000億円超」の大企業の回答結果では、回答事業者数は8社ながらも半数の4社が「60%超～100%」、3社が「25%超～40%」の正常債権が総量規制に抵触すると回答している。(1社は「不明」と回答)

【図 25 総量規制に抵触する既存債権比率別事業者数構成比-貸付残高規模別-消費者向無担保貸付】



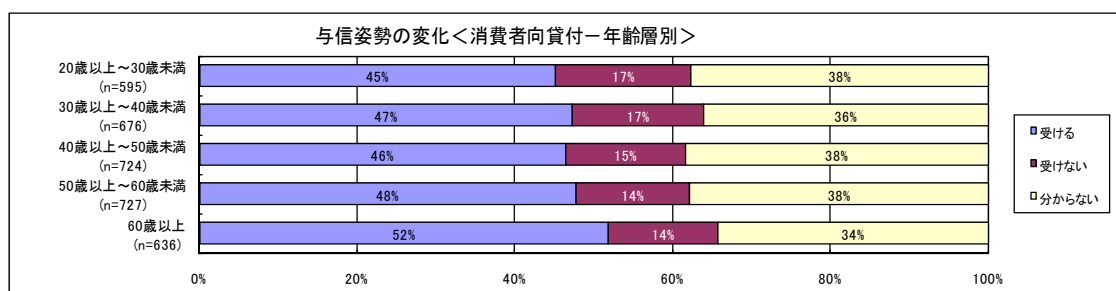
(5) 完全施行の影響を受ける資金需要者

改正法の完全施行に伴い、貸金業者の与信姿勢にどのような変化が生じるかを把握するために、与信判断の根拠となるあらゆる属性を列举(*)し、完全施行の影響の有無を調査した。

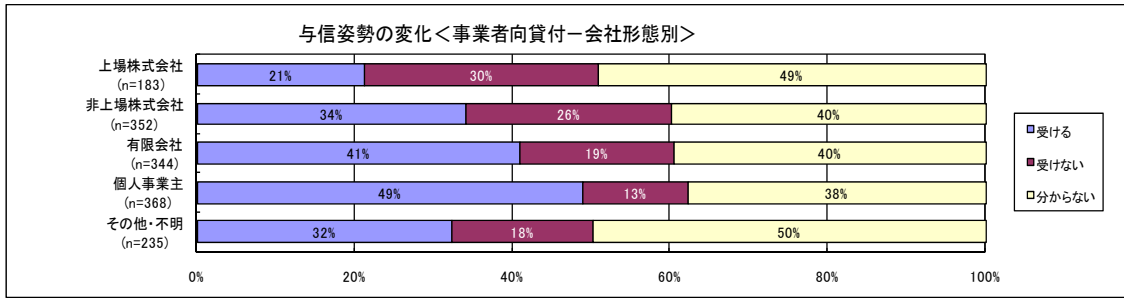
その結果として、消費者向貸付における属性では年齢属性で与信を見直すという回答が多く、内訳では「高齢属性」にやや見直しの軸が置かれる傾向はあるものの、「全年齢層」に対し与信姿勢を変化させるとする結果となった。

事業者向貸付における属性では、会社規模にその影響が出ており、「個人事業主」、「有限会社」等規模が小さくなる程与信姿勢を変化させるとする傾向が強い結果となった。

【図 26 完全施行に伴う与信姿勢の変化(消費者向貸付)】



【図 27 完全施行に伴う与信姿勢の変化(事業者向貸付)】



- (*) 消費者向貸付における属性群では、<性別、年齢、家族構成、年収、職種、他社借入件数>等につき影響度合いをヒアリング
- (*) 事業者向貸付における属性群では、<会社形態、年間売上規模、従業員数>等につき影響度合いをヒアリング

以 上